

福岡県公報

平成二十二年四月二十八日
第三千百四号
増刊 ①

目次

告示 (第七百五十五号)

福岡県漁業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

正誤

(漁業管理課)

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則(平成二十二年四月福岡県規則第二十三号) 中正誤……………

告示

福岡県告示第七百五十五号

福岡県漁業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

正誤

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|------------|----------|----|----|----|----------|---|-----|--------|---|-----------|---|-----|----|
| 22・4・14 | 発行年月日 | 3098 増刊 | 公報 番号 | 規則 | 種類 | 23 | 同上 番号 | 3 | ページ | 上 下 | 欄 | 16 後から | 行 | 様式中 | 備考 |
| 過疎地域 | | | | | | | | | | | | | | | 正 |
| 過疎地域 | | | | | | | | | | | | | | | 誤 |

福岡県漁業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

福岡県漁業近代化資金利子補給規程(平成九年十月福岡県告示第七百三十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中に後段として次のように加える。

この場合において、福岡県補助金等交付規則(昭和三十三年福岡県規則第五号)第十三条の規定による実績報告は、この利子補給金支払請求書の提出によりなされたものとみなし、同規則第十四条の規定による額の確定は交付決定と同時に行うものとする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。